

平成25年度第2回愛知県障害者施策審議会会議録

平成25年12月12日（木）

愛知県障害者施策審議会

平成25年度第2回愛知県障害者施策審議会議事録

1 日 時

平成25年12月12日（木） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

愛知県自治センター 6階 会議室I

3 出席者

荒木委員、宇佐美委員、岡田委員、河口委員、川崎委員、木全委員、小樋委員、篠澤委員、園田委員、高橋委員、辻委員、都築委員、長谷委員、長谷川委員、林委員、樋口委員、村山委員（17名）

（事務局）

健康福祉部長 ほか

（傍聴者）

4名

4 開 会

〈定足数確認〉

〈傍聴及びホームページへの掲載についての報告〉

〈資料確認〉

5 健康福祉部長あいさつ

健康福祉部長の伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様方におかれましては、12月ということで非常に何かとお忙しいところ、「愛知県障害者施策審議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の障害者支援施策の推進につきまして、様々な形で御協力をいただいております。改めて御礼を申し上げます。

さて、本日のこの会議において御審議いただく内容でございますが、お手元に次第を用意させていただいておりますとおり、ただいま教育委員会が立案を進めている「特別支援教育推進計画」につきまして、色々と御意見をいただきたいと思っております。

それから、報告事項につきましては、5件をご用意させていただきました。

このうち少し説明させていただきますと、2点目の「就労移行支援事業所から一般就労した障害者の離職状況」につきましては、昨年度のこの会議で御意見をいただきました障害のある方の離職に関する現状の把握と分析について御報告させていただくものでございます。3点目の重症心身障害児施設の整備については、御承知かと思いますが、今年10月に知事から発表いたしました、2015年度までの重症心身障害児施設の今後の整備計画について御報告させていただきます。

また、4点目は、障害者優先調達推進法の関係につきましては、11月1日に愛知県から公表いたしました本県の調達方針について御報告させていただきたいと思っております。最後に、既存の戸建て住宅の関係につきましては、本審議会でも御意見をいただいておりますグループホーム等の一層の整備促進に関しまして、既存の戸建て住宅を活用する場合の取扱い方針案を固め、パブリックコメントを行いましたので、その御報告をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、短い時間ではございますけれども、忌憚のない御意見をいただきまして、実りある会議となりますようお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

6 会長あいさつ

本日は、お忙しい中、障害者施策審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

今日の主な会議内容は、先ほど、健康福祉部長さんの挨拶にもありましたが、1枚目の紙、平成25年度第2回愛知県障害者施策審議会次第に書いてありますように、議題が1件と、報告事項が5件であります。

議題は「愛知県特別支援教育推進計画について」、報告事項は「第1回愛知県障害者自立支援協議会の報告について」とその他4件です。

議題であります「愛知県特別支援教育推進計画」につきましては、7月の第1回審議会で報告がありましたように、本審議会等の関係会議と連携して策定することとされておりますので、実効性の高い計画となりますよう、皆様から御意見がいただければと考えております。

委員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、質問していただきたいと思っております。そして、ご遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。

〈議事録署名者指名〉

議事録署名者：都築委員・長谷川委員

7 議事

議題（1）愛知県特別支援教育推進計画について

〔事務局からの説明〕

資料1-1 「愛知県特別支援教育推進計画」（素案）の概要について

資料1-2 「愛知県特別支援教育推進計画」（素案）

特別支援教育課 小林課長補佐

特別支援教育課 小林課長補佐

まず、最初に、荒木委員からの御意見です。

個別の教育支援計画や指導計画について、保護者にも学校にも計画作成のプロセスと意義の周知が必要ではないかという御意見ですが、これに対しましては、障害のある幼児児童生徒への適切な指導・支援を行うための個別の教育支援計画等につきましては、保護者の皆様の御理解を得た上で、作成していくものと考えております。素案の6ページの保護者の皆様に配布する「支援情報の引継ぎに関するリーフレット」には、個別の教育支援計画等の意義についてもお示ししながら、周知を図っていきたいと考えております。

次に、近隣の専門高等学校と高等特別支援学校との交流の推進以外に、特別支援学校でも実習や交流ができるように図っていただきたいという御意見ですが、高等特別支援学校以外の特別支援学校におきましても、実習や交流は大切であると考えております。高等学校等県立学校での現場実習や交流及び共同学習につきましても、積極的に推進してまいりたいと考えております。

次は、園田委員からの御意見です。

教員免許を取得する者に対して特別支援学校免許も併せて取得することを促すことは賛成だが、どのように専門性を高めていくのか、具体例を示してほしいという御意見ですが、教員の専門性の向上についてでございますが、現在も総合教育センターでの研修や、各学校における現職研修等の中で、さまざまな研修内容を盛り込み、専門性の向上に努めているところでございます。

特に聾学校におきましては、現職研修の中に手話の研修を取り入れるなどしまして、専門性の向上に努めております。初任者や転任者に対しまして、各聾学校とも、特別に手話の研修機会を設けるなどしています。

総合教育センターにおける研修を今後充実させるとともに、夏休みに行われている各学校における研修会への参加を小中学校や高等学校の先生方にも、参加を積極的に呼びかけるなどしまして、特別支援学校のみならず、小中学校、高校などの先生方の専門性の向上に努めてまいりたいと考えております。

続いて、盲学校、聾学校の名称変更について、4年後に検討すると書かれているが、その際には聴覚障害者団体も参画できるようにという御意見でございます。

このことは、御意見としてお伺いしたいと思っております。

資料の右側の盲学校での指導の専門性が担保されるように人事異動に留意するとあるが、聾学校でも同様に専門性が求められるのではないかと御意見ですが、聾学校におきましても、盲学校同様、指導の専門性が担保されるよう努めてまいりたいと考えております。

次の意見です。聾学校への緊急通報装置は早急に整備すべきであり、東海地震に備えておくためにも早急にお伺いしたいとの御意見ですが、こちらの御意見につきましても大切に受け止めたいと思っております。推進計画にも盛り込んでございますが、今申し上げたとおり、整備を進めていくこととしております。

次に、社会に出て、マルチ商法や詐欺の被害に合うケースが増えてきているので、その対策をという御意見ですが、こちらにつきましても御意見としてお伺いしたいと思っております。

一番下ですが、学校行事のときや保護者へのコミュニケーション支援について、御意見をいただいております。こちらにつきましても御意見としてお伺いしますが、このケースは対象が保護者ということでございまして、推進計画の中で取り上げることは難しいと考えております。大変参考になる御意見ですので、お伺いしたいと思っております。

2枚目の長谷委員の御意見です。

特別支援教育コーディネーターに、障害当事者が入ると違った視点をおくことができるという御意見ですが、参考にさせていただきながら進めていきたいと考えております。

次は御質問です。特別支援教育推進協議会のメンバーで、「福祉」の分野ではどのような立場の方が入られているかということです。「愛知県特別支援教育連携協議会」という会議がございまして、この中に次のような方が委員になられています。健康福祉部児童家庭課長、障害福祉課長、医療福祉計画課長、子育て支援課長、あいち発達障害者支援センター長、あいち小児保健医療総合センター保健センター長、このような方々に委員になっていただいております。

また、今の会とは別のものになりますが、「地区特別支援教育連携協議会」という会議もございまして、こちらにつきましても、各教育事務所の地域福祉課関係者、管内児童・障害者相談センター関係者、保健所関係者、このような方々に委員になっていただいております。

次も質問ですが、特別支援学校教諭免許状の保有率が全国平均を下回っていますが、原因は何だと思っておりますかという御質問です。

特別支援学級の担任は、小中学校の免許状があれば担当することができます。また、調査によりますと、担当者の特別支援教育に関する平均経験年数は約5年ということでございます。特別支援学級等を専任することが少ない状況であったり、認定講習等により特別支援学校教諭免許状取得の機会をなかなか確保できないことが、免許状保有率の低さに起因していると思われま。

なお、平成25年度は、担当教員2,645名のうち免許状保有者は574名で、保有率は約22%でございました。

続きまして、その次の御意見です。

「介助」や「医療的ケア」が必要な生徒さんに対して、就学前からハードルが高いように

思います。「合理的配慮」を理由に就学・進学が拒まれているケースも多々あるのではないかという御意見です。

市町村立小中学校への看護師の配置につきましては、県単独での予算化は困難であります。本県としましては、小中学校への看護師配置の必要性については十分認識をしております。看護師を含みます人的配置の充実を、国に対して要望しているところでございますので、よろしく申し上げます。

一番下の御意見ですが、特別支援学校に通われる生徒さんで、進学を希望する方に対して、それようのカリキュラムにするなど、個々のニーズに合わせたカリキュラムになるようにできないかという御意見です。

これに対しましては、現在も障害の程度に対応しました教育課程を設けるなどして対応しているところでございます。今後も、より一層充実した教育課程、それぞれの障害の状態等に応じた教育課程の編成等に努めてまいりたいと考えております。

続いて、右側の長谷川委員からの御意見になります。

幼稚園、小学校では、各クラスで担任を補助する教員を配置できるよう予算措置が必要ではないかという御意見です。

愛知県におきましては、学校規模に応じた教員配当基準表に基づきまして、各小中学校に教員を配置しております。各地域、各小学校においての工夫が求められているのが現状でございます。

なお、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対しまして、日常生活上の介助や学習活動上のサポートをする「特別支援教育支援員」が、公立の幼稚園、小中学校には配置されております。こうした特別支援教育支援員の配置の増加につきましては、今後も関係市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

最後に、別の資料になりますが、特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）への要望ということで、愛知県自閉症協会・つぼみの会から御要望をいただいております。

大きく3つ書かれておりますが、1つ目は、小中学校、高等学校、特別支援学校全てにおいて、教員の研修の充実と継続を要望したいという中身でございます。

2つ目としまして、特別支援学校の過大化の解消についてのプランを早期に具体的に示すことを要望しますというもので、3つ目は、高等学校の入学、学校生活支援を要望するというものでございます。

このうち、2つ目の特別支援学校の過大化の解消についてのプランを早期に具体化してほしいということにつきましては、今回の推進計画の特別支援学校の大きな中身の一つにもなっております。計画の中にも入れ込んでございますが、計画に則りまして、具体的にできるだけ早急に対応できるように、具体化を進めてまいりたいと考えております。

1番と3番につきましては、発達障害の方に関することがたくさん含まれておりますので、義務教育担当の久保の方から御回答させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

久保特別支援教育課主査

特別支援教育課の久保と申します。つぼみの会様から御要望いただきまして、ありがとうございました。

1番と3番についてでございますが、やはり教員の専門性の向上につきましては、喫緊の課題であると私どもも考えております。特別支援学級の担任、通常の学級の担任に対して、その専門性を向上させるには、その対象者に応じた研修の内容の充実が必要であると考えておりますので、今後とも充実に向けて努力してまいりたいと思っております。折しも、今年度の7月でございますが、つぼみの会の岡田様を講師としてお迎えしまして、市町村教育委員会の指導主事を対象として、発達障害を含めた障害についての理解に向けての研修を実施

しました。この研修は、指導主事に大変好評で、内容がよくわかった、保護者の皆様の思いが伝わってきたということで、私どももこの計画をして良かったと思っております。今後とも、保護者団体の皆様、他の会の皆様のお力をお借りしながら、研修の充実を図ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

それから、私立学校を含む特別支援教育の推進についてでございますが、私立学校の特別支援教育の推進についても充実を望んでおりまして、今までも御提案をいただいております。今県特別支援教育連携協議会には、私立学校との連携を図るためにも、私学振興室の方にご参加いただくようになりました。研修については、研修案内等を私学振興室の方にも連絡しまして、私立学校の研修にお役に立てるよう、努力しているところでございます。

あと、発達障害についての理解についてでございますが、本課では、公立幼稚園、小中学校の教員、県立高等学校の教員を対象にしまして、毎年、発達障害基礎理解推進研修を実施しております。毎年多くの教員が参加していますが、この研修の充実も図ってまいりたいと思っております。

今後ともよろしくお願いいたします。

高橋会長

どうもありがとうございました。

事前に御意見をいただいた方に対しての回答をいただきました。事前に御意見をお寄せいただいた方も含めまして、何か御意見ありませんでしょうか。

園田委員

愛知県聴覚障害者協会の園田です。手話研修をしますというお話だったんですが、全国が同じ手話を教えれば良いのですが、現在は手話を表す場合、自分で考えた手話を表される方がいらっしゃるなど手話がまちまちになっています。子どもたちが手話を覚えて、違った手話を表す場合もあるものですから、手話指導はどなたがされているのかをお伺いしたいと思います。

特別支援教育課 小林課長補佐

どういった者が手話を教えているかという質問でございますが、先ほども説明しましたとおり、研修会については、主に各聾学校の中で、その聾学校において手話の堪能な、専門性に富む教員が講師として教えているのが現状でございます。

園田委員

分かりました。ありがとうございます。多分、先生は手話サークルに通われて学ばれたと思うんです。ここに書きましたように、全国手話研修センターというところがあるんですが、手話検定試験をやっているとして、その資格を取っていただければありがたいと思うんです。そういうのがないと、個人個人で作った手話を表す心配もあるものですから、資格を持っていらっしゃるかどうかを調べていただければと思います。

特別支援教育課 小林課長補佐

そういった手話の検定等もあるといったことも情報を提供してまいりたいと思います。

高橋会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

園田委員

続いてよろしいでしょうか。緊急連絡の関係で、整備しますというお話をいただいたんで

すが、実際に何か起こったときの避難訓練みたいなものやっつけていっしやるかどうかを教えてくださいたいです。あまりやっっていないということを聞いていますので。パトライトも付けてあるけれども機能していないというような状態で、それがきちんと点検されているかどうかをお聞きしたいです。

また、授業が終わるチャイムがありますが、そのチャイムが音で知らせようになっているので、実際に生徒達が目で見分けるような状態になっていないそうですので、聾学校の中でも音で知らせることになっているので、それを変えていただきたいと思います。

特別支援教育課 小林課長補佐

御意見ありがとうございました。

まず、訓練のことについてですが、聾学校に限った事ではございませんが、年に2回から3回、緊急避難訓練を各特別支援学校で行っております。特に、東日本大震災の後につきましては、そういった訓練と避難のマニュアル等を各学校できちんと作っております。県に報告をあげてもらっております。マニュアルを含め、訓練についてもやっつけていると思っておりますが、当然ながらそういったことが充実するような働きかけをしていく必要があると思っております。

パトライトの整備についてでございますが、こちらについてもまだ十分に整備されているとは認識しておりませんので、きちんと各学校の整備の状況を確認しながら、整備の充実に努めてまいりたいと思っております。

授業の終わりのチャイムの話でございますが、当然聴覚障害の方については、音を聞くということが難しいところがありますので、見て分かるようにといったことを各学校に確認しながら、生徒にとって分かりやすい、安全な学校生活が送れるような方策を検討していきたいと思っております。貴重な御意見ありがとうございました。

園田委員

ありがとうございました。

パトライトのことなんですが、もし明日地震でも起きたら大変ですので、早急をお願いしたいと思います。全部の学校にそれがいつ付くようになるか、お伺いしたいと思います。

特別支援教育課 小林課長補佐

申し訳ありませんが、どうしてもお金の絡みも出てくるものですから、具体的にいつというようなことはここで申し上げることができません。ただ、私どももなるべく早く整備ができるように最大限努力をし、できるだけ早い整備に努めてまいりたいと思っております。御理解をお願いします。

園田委員

分かりました。ありがとうございます。

最後に手話通訳派遣のことなんですが、聾学校の中で、依頼があるところとないところがバラバラの状態なんです。学校行事を開くときに、聾学校が手話通訳を準備することが本来だと思っておりますが、現状はバラバラで、参加する聞こえない者が通訳を連れていくという状況になっていると思っております。手話通訳が必要な場合は、聾学校の方で準備をするという環境を作っていただきたいと思います。

特別支援教育課 小林課長補佐

そのような御要望があった旨、お伝えしてまいりたいと思っております。

高橋会長

他にございませんでしょうか。

長谷川委員

先ほどの私の意見のところなんですが、特別な配慮が必要な場合は支援員を配置しますということでお答えいただいたんですが、私の意見の趣旨は、教員の2人担任ということだったんです。あまり特別支援学級の実態を知っている訳ではないんですけども、知的障害のクラスと自閉症・情緒障害のクラスの2つを設置している学校があって、それが1クラスに1人ずつ担任がいるという場合に、実際のところ2つのクラスの授業が合同で行われるということがいくつかあるように思えるんですけど、その場合、一緒にクラスをやることで子どもたちに良い影響があるという積極的な効果がある面もあると思うんですが、他方で、1人がメインで生徒を教えていて、1人が補助する必要性もあって2人で生徒をみるという形がとられているとすれば、やはり本来であれば2つのクラスを作ってそれぞれに合った教育をするということと2つのクラスがあるのに、教員の人数の都合上、一緒にやらなければならないということがあるとすれば、人の手当をして複数担任であるとか、2つのクラスに1人でその先生が両方のクラスを行ったり来たりするなど、そういったことができるのが必要ではないかという趣旨だったんです。

特別支援教育課 久保主査

ありがとうございます。お答えさせていただきます。

例えば特別支援学級が1つの学校に知的の障害種別の学級、自閉症・情緒障害の学級があった場合、合同で学習している場合が多いというようにお伺いしましたが、私どもとしましては基本的には障害種別の学級を設置しているので、小中学校にはその障害種別に応じた教育がなされるようにということを伝えております。場合によっては教科によっては合同で学習する場合がありますが、今一度、各小中学校に対して、そのようなことがないようということ徹底させていただきたいと思っております。

やはり教員の数が多いほど、きめ細やかな手厚い指導・支援が実現しやすいとは思いますが、定数や色々な事情もございまして、なかなか急にそのような対応が出来ない状況でございますので、一人ひとりの教員の指導力を向上させて、様々な障害を持つお子様に対して適切な指導・支援がなされるように、今後とも小中学校に指導・助言してまいりたいと考えております。

長谷委員

私が意見を出させていただいているインクルーシブ教育のところですが、やはり予算がないからという理由で終わってしまうのは情けない話になってしまうなと思うのと、教育はとても大事なところですので、子どもたちがきちんと学べる場所を作るために、もちろん色々方策を練っていただいていることは今回資料を読ませていただいて思ったんですが、予算のところはもう少し頑張っていただいた方がいいなと思っております。

今日御説明いただいた中で3つの柱が多分あると思うんですけど、関係機関と連携した就労支援というところで、就労支援のほうはきちんと連携をとると書かれているんですが、多分大学まで行きたいという子もいると思います。障害者がそのまま就労だけというのはやはりおかしいと思いますので、進学という視点でもきちんと連携をとっていただきたいと思っております。

高橋会長

大学との連携も考えてほしいということですね。

特別支援教育課 小林課長補佐

ありがとうございました。御意見としてお伺いさせていただきたいと思います。

荒木委員

26ページの、過大化解消における3つの方策とこれまでの対応状況ということであるんですが、3のところ、小中学校の余裕教室等の活用というところで、このように書いてあるとこれはどうなのかということなんですが、私としてはインクルーシブ教育を考えれば地域の小中学校の教室を障害のある方たちの教室に充てるとするのはとても良いことだとは思いますが、それはこういった意味でとらえてよろしいのでしょうか。

高橋会長

場の統合を図るのかという御意見ですね。

特別支援教育課 小林課長補佐

今言われたような、場の統合といいますか、インクルーシブ教育のことに絡んでくると思うんですが、それも当然推進していくことは大きな柱でございます。しかし、ここで考えている教室等の活用ということについては、現状として特別支援学校が過大化していて、教室が物理的に足りないというところを解決する一つの手口として、比較的使っていない教室がある小中学校があれば、そういったところを一つの場所と考えて工夫をしていけたらということでございます。ただ、インクルーシブ教育に向けてのことは当然外せない大きな柱だと思っております。

高橋会長

ありがとうございました。他に御意見もないようですので、この件については以上で終わりたいと思います。今回示された素案について、十分にパブコメの意見・今日委員からいただいた御意見を反映してよい計画となるように進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

報告事項（1）第1回愛知県障害者自立支援協議会の報告について

〔事務局からの説明〕

資料2-1 平成25年度第1回「障害者自立支援協議会」概要

資料2-2 「グループホーム・ケアホーム整備促進支援制度（仮称）」構築に向けた検討の中間まとめ

障害福祉課 佐久間課長補佐

報告事項（2）就労移行支援事業所から一般就労した障害者の離職状況について

〔事務局からの説明〕

資料3-1 就労移行支援事業所における一般就労への移行及び離職状況調査

資料3-2 就労移行支援事業所から一般就労した者の離職状況

資料3-3 就労移行支援事業所から一般就労した者の離職理由

資料3-4 就労移行支援事業所から一般就労した者の離職率

資料3-5 新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移等について

障害福祉課 大井主幹

報告事項（3）重症心身障害児施設の整備について

〔事務局からの説明〕

資料4-1 重症心身障害児施設の整備について（記者発表資料）

資料4-2 県内の重症心身障害児者入所施設（医療型障害児入所施設）の配置計画（予定）
障害福祉課 内田主幹

報告事項（4）平成25年度愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針について

〔事務局からの説明〕

資料5-1 愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針

資料5-2 平成25年度愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針

資料5-3 平成25年度愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針案に対する県施策審議会委員意見と対応について

障害福祉課 梅村主幹

報告事項（5）既存の戸建て住宅をグループホーム等として活用する場合の取扱いについて

〔事務局からの説明〕

資料6 既存の戸建て住宅をグループホーム等として活用する場合の取扱い（案）について
障害福祉課 八木課長補佐

高橋会長

それでは、御質問や御意見はありませんでしょうか。特に自立支援協議会については、この審議会の下部組織に位置づけられておまして、自立支援協議会の現状と評価について先ほど御報告いただいたんですけれど、そのことについてコメントいただけると、またそれを自立支援協議会へ返して、そこで検討を深めてもらうというような両会議との連携が取れるかなと思いますので、御意見があればぜひお願いしたいと思います。

篠澤委員

既存の戸建て住宅のところですが、この階段の段差はかなり急ではないですか。このまま認めると、これでは障害者は住めません。上げが22cmで、踏み込みが21cmなんていうのは角度が45度に近いですよ。そんな危ないものを作っていいんですか。

それから、こういったことに対する県としての補助金や、あるいはこのようなグループホームを作ったときに管理する人たちの補助金は一体どのように考えているのか教えてください。

上げについては、私は豊田市で、上げ15cmで踏み込み30cmです。足の不自由な方たちにとってはそれでも高いくらいです。本当は、上げが12cmか13cmで踏み込み30cmが一番いいみたいですけど、豊田市の場合は妥協して、上げ15cm、踏み込み30cmをお願いしてきました。ですから、上げが22cmで、踏み込みが21cmは無茶くちやです。こんなものを障害者のグループホームで作って許可するんですか。それとも直すように言うんですか。今聞き逃したかもしれませんので教えてください。

建築指導課 川本課長補佐

上げと踏み面の件でございすが、建築基準法の場合は最低限の基準を定めるということがルールになっておまして、寄宿舍の場合は上げ22cm以下、踏み面21cm以上ということがありますので、先ほどお話があったようにこの角度だとちょっと急であるということであれば、当然上げを下げてくださいとか、踏み面を広くとっていただくということは法律上問題がなく、それは設計者の判断で利用しやすい寄宿舍を設計していただければと思います。

今回の取扱いは、もともと住宅を活用したいという意図が障害福祉課であるということ、この寸法は住宅に要求される寸法でして、通常住宅として建てられる場合は、この寸法

(踏み面なら15cm以上、け上げは23cm以下)を守るようにし、それぞれその住宅に住まわれる方が踏み面を広くしていただいても構わないですし、け上げを下げても構わないということです。ですから今回、住宅をそのままの形で活用するというのであれば、この踏み面とけ上げについては、表の右と左を比較していただくと分かりますが、寄宿舍よりも住宅の方が規則的には緩いということになっております。逆に住宅を寄宿舍に変えるということになると、場合によっては寄宿舍のルールに合わせた改修が必要になるということもありまして、今回も住宅の基準を満たすけ上げと踏み面のものをそのままそこに住まわれる方の特性だとかを考慮した上で、このままで問題がなければそのまま利用していただいても構わないですし、住む方の特性を配慮してけ上げを変えろということであれば当然その階段を改造していただいて、より住みやすい形にさせていただくことは一向に構わないと思っております。以上です。

障害福祉課 八木課長補佐

補助金については、整備費補助金の方が改修費用についても対象となっております。運営費については、これは19年度から既にグループホーム使用者の方に補助対象としておりますが、共同生活介護・共同生活援助事業費補助金ということで、グループホーム・ケアホームにおける休日に配置される人件費の補助を実施しているところで、これは県として単独で行っているところでございます。補助金については以上でございます。

高橋会長

よろしいでしょうか。

篠澤委員

不満ですが、いいです。

高橋会長

他の方、どうぞ。

岡田委員

既存の戸建て住宅について私も意見を出させていただいたんですが、ソフト面の充実が大切だと思っていて、その中で避難訓練をやっていただきたいというのはもちろんなんですが、常勤じゃなくて非常勤とかアルバイトとかの方も含めてやっていただきたいと同時に、やはり事故とか火事は夜間に起こることが多いので、夜間の避難訓練も是非必要ではないかと考えています。

また、新しくグループホーム・ケアホームを建設するのを、大手の建設会社が障害者向けグループホームとかケアホームの工事に参入してまいりまして、最初からケアホーム向けの住宅を売り出しているという状況になってまいりました。社会福祉法人だけではなく、株式会社も色々と参入してまいりましたので、県のほうでしっかり審査をしていただいて、本当に障害者のためになるグループホーム・ケアホームのことを考えて審査をしていただきたいと思えます。

それから意見なんですが、コロニーの再編計画のところではとぼと学園について取り上げられておりましたが、コロニー中央病院につきましては、これまで自閉症の人達の拠点病院であったということもありますので、今後、自閉症や発達障害の人のためのコロニー中央病院の改築についての指針なりがいつ頃発表されるのかお聞きしたいと思います。

障害福祉課 梅村主幹

まずはグループホーム等の夜間の避難訓練についてでございます。委員の皆様やパブリッ

クコメントの中でもいただいている意見として、安全確保策が本当に大切だというものがありますが、やはりその中でも夜間の避難訓練が重要であり、障害当事者や職員の全ての人が参加して実施することが必要だという御意見をいただきました。こういったことを踏まえて、十分に安全確保策がとれるような運用にしていきたいと考えております。

それから、事業者への指導でございますが、これは先ほど報告事項の一つ目でご説明しましたけれども、グループホーム等の整備促進の支援制度ということで、自立支援協議会の部会の方でも別途ご検討いただいておりますが、事業者が新たに参入して立ち上げをする部分でも、地域の中で支援していく時に、そういった運営についてもこのような制度の中でよりよい運営ができるように指導ができればと考えておりますので、よろしく申し上げます。

障害福祉課 内田主幹

続きまして、コロニー中央病院の改築に関するお尋ねでございますけれども、現在、新しい療育医療総合センターにつきましては基本設計が終わっておりまして、もうじき改築に入るといところでございまして、こぼと学園重症心身障害児者の病棟関係が1期工事で、病院棟関係が2期工事ということで、2期制になっております。

病院の機能といたしましては、現在、大府の小児医療センターでやっております心療科を統合いたしまして、コロニーの方で発達障害を一元的に取扱うということで、障害者の発達障害を含めた医療の拠点となるというような整備を進めております。コロニーの方で発達障害を愛知県としてまとめて診ていくという取り扱いの考えでございます。

自閉症も含めまして個別のご要望につきましては、また機会を捉えて御意見を伺いまして御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

辻委員

私の方からは、相談支援従事者研修とサービス管理責任者研修について意見があります。愛知県では毎年1回行われていると思うんですけども、どうしても毎年同じ時期なんです。ですので、年に複数回やっていただくと、研修を受ける方ももっと増えるのではないかなと思います。大阪府では年に複数回やっていますし、また県が直営で行うのではなく、委託でやっている地域もありますので、是非複数回やっていただきたいと思います。

障害福祉課 佐久間課長補佐

研修について御意見いただきました。日程の関係でございますが、合同講義等も年1回という形でやらせていただいております。これは研修の講師等の日程の関係もございまして、かなり大規模なことになりますので、現実にはこうなっているということでございます。いただきました御意見については、人材育成部会に伝えさせていただきます。

高橋会長

よろしいですか。今のことは重要なことかと思えます。他にいかがでしょうか。

長谷委員

資料5-2の優先調達推進法のところですが、愛知県の方では調達方針ということできちんと考えて作られておりますけれども、市町村はどのような状況にあるとか、優先調達推進法に関して独自で動いている市町村があるかどうかとか、そういうところは御存じでしょうか。

障害福祉課 梅村主幹

調達方針につきましては、市町村との連携をとらなければいけないということでした。市町村へは発注を受けられる施設や、県が方針を策定したという情報提供は既にさせていただ

いておりますが、各市町村における具体的な内容や策定状況については把握しておりません。これから市町村の状況を調べた上で、参考にするなり、県として連携をとっていきたいと考えております。

長谷委員

ありがとうございます。県下での調達されるというのはそれなりに大きなところになるかなと思いますので、市町村単位でもう少しきめ細やかな指針の策定が広がるといいと思いますので、ぜひ市町村へお声かけをしていただきたいと思います。

高橋会長

もし分かりましたら、次の審議会にでも御報告いただければいいのかなと思いますが、いかがですか。

障害福祉課 梅村主幹

分かりました。

高橋会長

よろしいでしょうか。

それでは、他に御意見や御質問もないようですので、この件については終わらせていただきます。

8 その他

辻委員等からの意見書 愛知県障害福祉計画及び県障害者計画について（意見）

辻委員

みなさんのお手元に意見書という形で出させていただきました。愛知県障害福祉計画及び県障害者計画についてというもので、私の他に7名の委員の連名で出させていただきました。というのも、第4期障害福祉計画を来年度策定されるかと思えます。前回の審議会ではワーキンググループ等の設置を含めて検討を進めていくという回答をいただいたかと思えます。今、現段階で、来年度どのような形で実質的な議論をしていくワーキンググループをお考えなのか、もしイメージ等があればお示しいただきたいと思えます。

それから二点目は、愛知県障害者計画のことです。愛知県では、県の障害者計画については、21世紀あいち福祉ビジョンの中に位置づけられていると聞いております。国においては障害者基本法の改正があり、障害者政策委員会のもとに、多くの障害者や家族の方が参画して作られました。愛知県の21世紀あいち福祉ビジョンの中には当時障害当事者の方は入っていないのではないかと思います。障害者基本計画が改正されたこともあり、21世紀あいち福祉ビジョンの県の障害者計画も障害当事者参画のもと計画の見直しが必要と考えますが、いかがでしょうか。

障害福祉課 大井主幹

まず1の次期障害福祉計画策定のためのワーキンググループの設置についてでございますが、前回の審議会においてワーキンググループなどを設置ということで御意見をいただいております。私どももその必要性を認識しており、来年度予算に計画策定のための必要経費として予算要求をしているところでございます。しかしながら、皆様御承知の通り、来年度予算が決定し発表されますのは、例年2月となっておりますので、現段階では開催頻度ですとか委員の人数につきまして確定しておりませんので、予算の要求をしているということしか申し上げることができません。大変申し訳ありませんが、県の仕組みでもありますので、

御理解をお願いいたします。

次に愛知県障害者計画の見直しの必要性についてです。本県におきましては、平成23年6月に策定しました「あいち健康福祉ビジョン」を「愛知県障害者計画」と位置付けております。このビジョンの策定にあたりましては、「新しいあいちの健康福祉ビジョンを考える懇談会」の御意見を伺いながら策定しておりますが、障害者計画にあたる部分につきましては、「障害者施策審議会」の前身であります「障害者施策推進協議会」で委員の皆様方の御意見を伺いまして、策定したところでございます。また、このビジョンは、平成23年度から27年度までを計画期間としておりまして、28年度以降の計画につきましては、今後検討していくこととしております。障害者計画を策定するにあたりましては、障害当事者の方や関係団体の御意見を伺いながら策定する必要がありますことは、もちろん認識しておりますので、その具体的な方法につきましても、併せて検討してまいりたいと思います。

辻委員

回答ありがとうございました。障害者計画については、平成28年度以降策定されるということですので、ぜひワーキンググループ等を設置して、障害当事者の方が参画でき、またその意見を最大限反映するように是非お願いしたいと思います。

高橋会長

事務局は何か付け加えられることはありますか。

障害福祉課 西村課長

障害福祉計画につきましては、現在予算要求段階ですので詳しいことは申し上げられませんが、本会議の半数くらいの方に部会の委員になっていただいて、3回くらいは開催したいと思っております。ですから、本会議と併せて6回くらいの検討の場があるのではないかと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

高橋会長

よろしいでしょうか。障害のある方が直接計画策定に加わって、案を作成することは愛知県にはなかったですね。そういう点では初めての大きな計画かなと思いますので、こういうことを積み重ねて、障害当事者の意見が反映された障害福祉計画、障害者計画になればなと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、本日の会議はこれもちまして終了したいと思います。

以上で、平成25年度第2回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人

印

署名人

印